主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人東海林民蔵の控訴趣意は同人作成名義の控訴趣意書と題する末尾添附の書 免記載のとおりである。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 渡辺辰吉 判事 鈴木勇 判事 河原徳治)